

第13期 熱海市行財政審議会 第3回会議結果

開催日時	令和5年6月9日（金） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第1庁舎4階第1会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・山崎委員・當摩委員・湯山委員・石黒委員・内田委員・森田委員・中島委員・松本委員・木暮委員</p> <p>【欠席委員】加藤委員・佐藤委員</p> <p>【当 局】金井副市長、公営企業部長、水道温泉課長、経営企画室長、施設室長、工務室長、経営企画室主幹</p> <p>【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会（企画室長）</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 市長挨拶          皆さんおはようございます。副市長の金井でございます。本日は齊藤市長が体調不良のため、私が代わりにご挨拶をさせていただきます。          本日は足元の悪い中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今回新たにご就任いただく方におかれましては、ご快諾いただきまして改めて感謝を申し上げます。熱海市の水道事業におきましては、人口減少等による給水収益の減少や、施設の老朽化に伴う維持管理費、施設更新費用の増加など、事業を取り巻く状況は変化し、大変厳しい経営状況でございます。今後も安全強靱な水道施設の維持、安定した給水を行うために、浄水場や配水池、送配水管等の更新費用の確保を目的として、水道料金の値上げをするにあたり、ご審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、それぞれのお立場、見識から、ご活発なご審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>4. 新任委員自己紹介</p> <p>5. 諮問          「水道料金の改定（案）」について          金井副市長より行財政審議会に対し、諮問。</p> <p>6. 「水道料金の改定（案）」について          （当局）          水道温泉課でございます。よろしくお願ひいたします。私からは、資料4-</p>

会議内容

1、A4の横版です。これと資料4-2ともう1部の資料、今知りたい水道、こちらは厚生労働省が水道事業についての概要及び課題をまとめた冊子になりますので、お時間のある時にご覧いただければと存じます。よろしくお願ひします。

先ほど諮問させていただきました通り、平成6年4月の水道料金から平均17%の値上げをお願いするものでございます。水道料金につきましては、水道法、水道法施行規則等で基本的な考え方が定められておりますので、前段としてここから説明させていただきます。では、資料4-1水道料金の改定案1ページをご覧ください。はじめに、水道料金に関する基本的な考え方でございます。水道料金は、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであることと水道法第17条の2第1項に規定されています。この規定は、具体的に示したものが下の公益社団法人日本水道協会が定めた水道料金算定要領となります。赤い下線の部分と、第1から第3を抜粋して読み上げます。水道料金は事業の能率的経営を前提とする限り、給水に要する原価を償うものでなければならない。料金の適正化を図ることである。第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。第二に、総括原価は単に既存の水道施設を維持するためのものばかりではなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであることとございます。この要領に従い、全国の水道事業者が各々水道料金を定めております。

では改定案の2ページをご覧ください。第1章 熱海市水道事業の現状 (1) 人口減少社会の水道事業でございます。このグラフは平成元年から令和3年度までの32年間の有収水量と水道料金収入の推移をあらわしたものでございます。人口減少や節水機器の普及等により使用水量の減少により有収水量は、平成2年度をピークに、令和3年度では約48%減少いたしました。水道料金収入につきましては、平成19年度、21年度、23年度と3回にわたり料金値上げを行いましたので、令和元年度までは横ばいに推移いたしました。しかしながら、令和2年度からは新型コロナウイルスの影響により観光関連産業の料金収入が激減し、大きく減収となりました。それでは資料4-2をお願いいたします。4-2 水道事業会計資料の8ページ、9ページをご覧ください。8ページのグラフは先ほどのグラフと同じですが、9ページに具体的な数値を示してございます。一番下段の騰落率をご覧ください。平成元年度と令和3年度の数値を比較したものでございます。ご覧の通り水量で700万立方メートルの減水、

会議内容

料金で5億円の減収となっております。令和2年度、3年度はコロナウイルスの影響で大きく落ち込んでおります。令和4年度の決算見込みでも、水量が842万4,000立方メートル、料金収入15億9,700万円とコロナ禍前、令和元年度ぐらいまでは回復しない見込みでございます。水道事業は原則、水道料金で運営しておりますので料金収入の減少が経営状況の悪化に直結いたします。

それでは、改正案の3ページをお願いいたします。(2)費用構成でございます。営業に関わる収益的支出の推移を性質別にグラフ化したものでございます。あわせて資料4-2の14ページから15ページをご覧ください。経費項目を人件費、物件費、減価償却費、その他の経費に分けて記載しております。経費総額としましては、平成元年度に19億8,200万円でしたが、令和3年度では16億8,900万円、約2億9,200万円を削減いたしました。それでは資料の15ページの騰落率をご覧ください。と特に人件費と物件費を削減したことがおわかりになると思います。人件費につきましては、職員数46名であったところを、令和3年度では14名、金額にして2億4,000万円の削減を行いました。これは職員が行っていた料金窓口業務や施設の運転管理業務を民間企業に委託したものでございます。一方、その民間委託の業務委託は、2,600万円から1億8,800万円まで増えておりますが、人件費の削減額の方が上回っているのがご覧いただけると思います。改定案3ページにお戻りください。右のグラフでございます。併せて資料の方は16ページ、17ページをお願いいたします。物件費に着目し、推移を表したグラフでございます。まず、物件費とは、人件費や内部留保資金等を除く消費的性質の経費のことでございます。光熱水費や委託料、消耗品、通信運搬費、修繕料、動力費、受水費等でございます。物件費につきましては、平成元年度と令和3年度の比較では2億2,900万円削減しております。先ほど説明申し上げた通り、人件費削減によりその対価として業務委託料は1億6,100万円増えておりますが、県営駿豆水道からの受水費を3億5,800万円削減しましたので、物件費全体としては2億2,900万円削減となりました。受水費削減につきましては、資料の20ページ、21ページをご覧ください。これが県営駿豆水道の受水量の削減の効果でございます。受水量の削減に伴い、県水受水量を抑制し、自己水源の有効活用を進めました。結果、県水受水費の削減により、物件費全体の削減に繋がったものでございます。

今度は改定案の4ページをお願いいたします。(3)投資額の推移となります。あわせて資料は22ページ、23ページをお願いいたします。水道施設につきましては、それぞれ耐用年数を目安に更新を行っております。しかし、更新工事は十分な財源がないと更新できません。平成5年から平成18年度までは当年

度純損失が多く、累積欠損金や一時借入金の返済など、布設更新費用を確保することが難しい状況にありました。資料 22 ページでございますが、この赤い棒グラフが漏水等修理件数。青い折れ線グラフが施設更新費の関連図となります。平成元年度では漏水等修理件数が 754 件ありました。この年は施設更新である建設改良費に 2 億 3,600 万円しか投資できていませんでした。平成 19 年度から 3 度にわたる料金改定により、当期純利益を重ね、安定的な投資財源を確保することができましたので、平成 23 年度以降は年間 6 億円以上の金額を施設更新費に充てております。その結果、令和 3 年度では漏水等修理件数が 53 件となり、突発事故による漏水、断水等のリスクを大幅に低減することができました。

改定案の 5 ページをお願いいたします。(4) 耐震化の状況でございます。平成 23 年度の東日本大震災以降、ライフラインである水道施設の耐震化や強化が強く求められるようになりました。水道施設を大きく三つのジャンル分けし、耐震化の状況を表した図でございます。平成 20 年度末時点では耐震化率は管路で 13.2%、浄水施設は 0%、配水池は 2.5%と非常に脆弱な状況でございました。先ほど説明した通り、平成 23 年度以降に施設更新費用を増やすことができましたので、それぞれの施設の耐震化率が上昇しております。しかしながら、全管路の約 3 割は耐用年数である 40 年を超過しており、浄水場に至っては、来宮浄水場、宮川浄水場と主要なものが築造から 60 年を経過し、早急な更新が求められております。配水池に関しましても、築造後 40 年を経過したものが 78 ヶ所あり、更新需要は収まりません。

改定案 6 ページをお願いいたします。(5) 職員数の推移でございます。費用構成でも触れましたが、職員数と人件費の推移となります。あわせて資料は 18 ページ、19 ページをお願いいたします。職員数は 46 人から 14 人へ 32 人削減。人件費は 3 億 4,000 万から 1 億円へ、2 億 4,000 万の削減となっています。直営で行っていた水道施設の運転保守管理業務、料金徴収、検針業務、水道接続等に関する受託工事業務を順次民間業者さんに委託するアウトソーシング事業を進めた結果でございます。平成 24 年度以降は一定の人材を確保し、知識や経験、技術の継承に重点を置き、プロパー職員を育成し、事業の持続性を考えた人数でございます。平成 26 年度の人件費が急上昇しているのは、この年に地方公営企業法の改正により退職給付引当金 1 億 5,000 万円を計上したものが原因でございます。

改定案の 7 ページをお願いいたします。(6) 経営状況でございます。平成 16 年度から令和 3 年度までの給水原価と供給単価及び当年度純利益の状況で

ございます。1立方当たりの水を給水するのに、どれぐらいの費用がかかったかを示すのが給水単価で、1立方当たりの水がいくらで販売できたかを示すのが供給単価でございます。平成16年度から18年度までの3年間と、令和2年度から3年度までは、給水原価が供給単価を上回る、いわゆる原価割れの状況でございました。もちろん平成のこの3年間は下段に記載してある通り、2,000万から2億2,000万円の純損失となっております。令和の2年間に関しましては、一般会計からの経営補助金をいただき、辛うじて純利益を計上したというような状況でございます。しっかりと利益を確保し、それを施設更新費につなげるサイクルを保つ必要がございます。

改定案の8ページをお願いいたします。(7)上昇する経常経費でございます。前回の料金改定が平成23年度からですので、その基礎となった平成22年度の物価状況と令和5年度現在の物価状況を比較したものでございます。施設の修繕や更新工事、設計に必要な普通作業員は約1.6倍。水道の管材につきましては1.2倍から1.3倍と上昇しています。エネルギーコストの上昇が最も表れているものが動力費で1.8倍。さらに今年の6月以降、電気料金、動力費の値上げが予定されていると聞いております。ほぼすべての費用でコストは上がっている状況でございます。この状況が端的にあらわれているのが資料の28、29ページでございます。送配水管布設等に係る1メートル当たりの工事費用でございます。平成元年度と令和3年度を比較しますと約2.4倍。前回の料金改定前の平成22年度と令和3年度と比較しますと約1.9倍となっております。

改定案の9ページにお戻りください。第2章、経営改善に向けた取り組みでございます。平成18年度から令和3年度までの取り組み状況を施政方針に沿って記載してございます。平成19年度には、26年ぶりとなる料金値上げをさせていただきました。累積欠損金の状況もあり、続けて平成21年、23年度と料金値上げをさせていただきました。その後、大体4年ごとに料金改定について考えておるんですが、平成27年度と令和元年度につきましては、経営のスリム化をした結果、料金改定を見送りさせていただいております。10ページをご覧ください。経営改善の取り組みについてまとめたのが①から⑤なります。①職員数及び職員給与費の削減は先ほどご説明させていただいた通り、職員数の削減に伴い人件費を圧縮いたしました。②水道施設の規模の最適化としましては、水需要が減少する中、布設更新に合わせて送配水管の口径を小さくしたり、配水池の規模を縮小したり、送水ポンプの能力を落とすなどして施設の最適化を図っております。③水道施設の耐震化、標準化につきましても、施設更新に合わせ、耐震化の部材の導入や自家発電機の装備など災害に強い施設

更新を行っております。④県水受水費の削減。割高となっている県水受水費の削減につきましては、自己水源の活用を図り、平成13年度と令和3年度を比較しますと約3億6,000万円削減しております。⑤収入確保の取り組みとして、平成30年度より宮川浄水場内マイクロ水力発電事業に参画し、年間50万円ですが収益を上げております。

では改定案の11ページをお願いいたします。第3章 未来へ引き継ぐ熱海の水道に向けてでございます。水道事業の経営方針を三つのテーマで推進しております。まず持続です。変化する水需要に合わせて、水源能力や給水能力の適正化を図ります。また今後も水需要が減少すると見込まれておりますので、過大な施設とならないように、更新の際には減築や施設設備等の能力ダウンもあわせて実施して参ります。営業費用の大部分を占める県営駿豆水道の受水費につきましても縮減を進めて参ります。次に安全です。水質の安全を保つために浄水施設の更新や監視体制の強化等を進めて参ります。次に強靱です。施設の耐震化や強靱化、バックアップ体制を強化して参ります。これらの施策を推し進め、熱海市水道事業の責務である健康で衛生的な生活を送るための命の水を提供し、社会経済を支え、観光都市としての発展に寄与して参ります。

改定案12ページをお願いいたします。第4章 令和6年度から令和8年度までの収支の見通し。財政計画でございます。第1章から第3章までの説明を踏まえ、今後、令和6年度から8年度までの3年間で水道料金に転嫁する費用の総額(A)と施設更新費用に充てる資本費用(B)を求めました。さらに控除項目としましては、資本費用に充てられる国や県からの補助金の長期前受金(C)を除いた総括原価は、61億2,824万9,010円となりました。現在の水道料金を継続した場合、3年間の料金収入は、52億1,965万8,119円となる見込みでございますので、総括原価に対し、3年間では9億859万891円不足すると見込まれます。水道事業といたしましては、企業努力を重ね、水道料金維持に努めて参りましたが、すでに吸収の域を超えており、また、燃料価格や物価の高騰についても、短期的な改善の見通しが見られないことから、この総括原価との差額を料金改定としてお願いするものでございます。料金改定率は平均17%の値上げをお願いしたいと考えております。改定案13ページに具体的な新旧の料金表を示させていただきました。13ページは紙面の関係で字が小さいので、資料の34、35ページをお願いいたします。左側が現在の水道料金、35ページが水道料金の改定された後、17%上乗せした後の料金体系となっております。令和2年度より初島簡易水道事業が上水道に統合され、別の料金体系となっておりますが、この料金改定を機に、令和6年4月よりこれを統一

し、平均で 17% 上乘せの改定とさせていただきたいと考えております。35 ページの下段に比較表を記載させていただきました。モデルとしましては、1 人世帯、口径が 13 ミリ、月に 10 立方メートルの使用で月に 213 円の値上げとなります。右側が 3 人世帯、口径が 20 ミリ、月の使用量が 20 立方のご使用で月に 445 円の値上げとなります。以上が諮問内容の背景及び具体的根拠の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま当局より、水道料金の改定について説明がありました。資料も含めて、不明な点がございましたら、ここで皆様からご発言をお願いいたします。たくさんの資料がありましたので、いろんな点で不明な点、わからない点があるかもしれません。受け付けたいと思います。

(委員)

説明ありがとうございます。事業の内容を全部把握というか見きれていないのでちょっとわからないのですが、経営改善ということで県水の受水費を削減したということで資料の 4-2、20 ページを見ると、令和元年ぐらいからすると受水量は約 5 分の 1 ぐらいなんですかね、かなり減っているんですけども、県水の受水量の取り決めとか協定とかはあるのでしょうか。極端な話、ゼロならゼロでもいいみたいなどころあるのでしょうか。例えばこのくらい受水しないといけないとか県との協定とか調整があるのでしょうか。あと 1 点は、途中、平成 14 年ですか、二部料金制になったということですがそれ以降、県水の方の料金改定とかその辺の状況はどうなっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

(当局)

県水につきましては、まず昭和 50 年から熱海の方に受水しているのですが、このスタートが熱海市と三島市、函南町の 2 市 1 町で県にお願いしまして、柿田川から送水を受けて、今受水しているということなんですけど、2 市 1 町の関係もございまして、熱海単独でこの水がいらなとかいうことがなかなかできない状況でございます。ですので、まず契約した時は日量 6 万トンの責任水量ということで、熱海は大体それくらい必要だということで将来人口が増えて、10 万都市を目指していた頃の受水ですので、そのくらいの将来設計に合わせて日量 6 万トンということで契約していたんですけど、その時が責任水量で、平成 13 年度までは最大 6 万トンなんですけど、日量 4 万 8000 トンに 62 円、資料の 20 ページにも書いてありますが、4 万 8,000 トンに 62 円の 365 日で約 10 億 8,000 万。これも固定の数値でしたが、この負担が大きくなって 2 市

1 町で協議して、県の方に二部料金制、使った分と基本水量を分けてくれということで料金体系が変わりました。ここから、使わなければ受水費が減るということになってきたので、ここから大分県水の受水量を抑えて、自己水源を使うことによって、受水費を抑えてきたということで、令和 3 年度と比較して 3 億 9,000 万ほど減額しているという状況で、現在このトレンドというか、県水をなるべく使わないで、自己水源で賄える部分はやろうということで何とか費用を削減している状況でございますのでこれをゼロにするのはすぐには県のほうも 2 市 1 町の関係もございますので、すぐには難しいかなと考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございます。ゼロは極端にしても、将来的な受水と自己水源の割合というか張りつけは、現状が理想的な形でこれを維持していこうということではよろしいでしょうか。

(当局)

はい。現時点ではこちらの方も利用するというふうな方向で考えております。

(会長)

他に何かお聞きすることはございますか。資料は大変膨大ですので、まだ読み漏らすということでまだまだ困難なところあると思いますが、今気がついたことで結構ですのでどうでしょうか。

(委員)

すいません。資料の方の 23 ページ。漏水している工事をずっとしてしましたね。それは今ここで大分減ってきましたよね。これ耐用年数の中でこれから先修繕の見込みがどのぐらいありますか。

(当局)

はい。耐用年数の関係ですね。今、基本的に水道の管路は耐用年数が 40 年と法定で定められているんですが、これを 40 年で更新してしまうと、年 2.5% の更新率が必要となります。実際、管の耐久年数を見ると 60 年ぐらいは、今管が大分良くなりまして、耐震化もされていますので、60 年間持つというような想定で、管路の更新計画は定めていますので、大体年 1.7%、管路更新をしたいと考えたときに、現在の工事費用でやると大体管路更新だけの工事費で、5 億円から 5 億 5,000 万円の更新費が必要かなと今後考えております。

(委員)

ありがとうございました。耐用年数が伸びているので、確かにパイプが良く



なっておりますので、修繕費はそれほど掛からないというふうに見込んでもよろしいでしょうか。

(当局)

そうですね。ご覧の通り定期的に更新していますので、こういう突発的な漏水事故は減ったということで令和4年度もさらにこの件数は減っております。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

全部の収入の中で、旅館ホテルが占める割合はどのぐらいになるのでしょうか。

(当局)

はい。資料の31ページをご覧いただきたいと思います。31ページに業種別の件数及び水道料金をまとめてございます。これで業種別でホテル旅館、営業商店、マンション、一般家庭、その他というような状況でございまして、水道料金につきましては下段の方で、平成28年から令和3年度までの状況でございまして。ホテル旅館が一番下のグラフになりますので、ちょっとコロナの影響で、2年、3年は非常に落ちたんですが全体的な料金収入は、令和元年で16億9,000万円のうち、旅館ホテルで4億5,100万の状況でした。大体4分の1ぐらいですかね料金収入としましては。その状況でございます。

(委員)

これ令和2年、3年は十分コロナのことでわかるんですけどもシミュレーションの仕方、今後ホテルも新築の新しいところも出てきます。そういった中でお客さんの数も増えてくるという、ポジティブな肯定的なシミュレーションをとれば、17%っていう数が出てこないような気がする。これもシミュレーションの数を、悲観的を取るか真ん中とるか楽観的とるかという事で大分数変わってくると思うんですけどその辺の見解どうなんでしょうか。

(当局)

まず観光客数につきましては、コロナ前の300万人を想定しています。ちょっとそれ以上増えるのが、観光の方では325万というような数字いただいておりますが、ちょっと人手不足とかもありますのでこの辺はですねちょっとネガティブな数字というか、あまり楽観視して料金不足になるのも困りますのでコロナ前の300万人という想定と、あとやっぱり人口減少で件数が減っているのでそちらの一般家庭の水量が減る割合も加味して試算しております。以上です。

(委員)

同じ市役所の中である課は 350 万人と言ひ、ある課は 300 万人と言う、同じ行財政審議会の中で宿泊税の話もあるので、そのところはちょっと違和感がありますし、大体こういう数というのは出してくる方は否定的な一番きつい数出してくると思うんですけども 17%って数も相当高いですし、これだけの資料をしっかりと読んでみないとわかんないんですけども、検討するに値するかどうか、もう少ししっかり考えていかないといけない分野かなと思います。

(会長)

他にご意見等はございますか。

(委員)

確認も含めてなんですけれども、物価の高騰等に関しましては、多分一般市民の方々も肌感覚でわかると思うんですね。私仕事が、その水道管ですとか或いは水道の設備ですので、こういったものが古くなって来るから駄目だよとか、修繕しなきゃ駄目だよっていうのは重々承知しているんですけども、なかなか一般の方々って、現状、水道を捻れば飲めるお水が出てくるっていうのがすごい当たり前になっちゃってると思うんですよ。なので、その市民の方々にも理解を深めていただくっていうのとともこの会議の中でも、例えば設備が古くなるとどうなるですとか実際に水道管の断面図ですとか、そういうのを掲載していただいて、その設備の修繕が大事、更新が大事、こういったことも多分ご理解いただけないとなかなか水道料金の値上げ等にもご理解いただけないかなっていうところも多いと思うんです。人件費を減らすですとか、そういうのもすごい努力はされてると思うんですけども多分水道温泉課の方々の中では大分当たり前になっちゃってることだとは思いますが、その市民感覚で考えると、どうして更新が必要なのか、今お水飲めてるからそこは気にしないでいいじゃんっていう考えになっちゃうと思いますので、そのあたりもちょうとわかりやすい資料、今後ご用意していただけるとこうやって市民の方々にもわかってもらえるような仕組みを作っていただけるとよりご理解いただけるかなと思いますので、提案として参考にしていただければと思います。

(会長)

委員より提案ありましたのでご参考にしてください。ほかにご質問等ございますか。

(委員)

改定案の方の 9 ページの歴史というか、ずっと並んでいて、私の感情論に

なっちゃうかもしれないけど、平成 18 年に財政危機宣言をされて、そして平成 19 年からの 6%、9%、4%が始まる。これは市民として財政危機宣言をされているから仕方がないなっていう感じがあったと思うんです。私このときも委員に入っていたと思うんですけど。ただ今回の場合は、余りにも、財政危機宣言ももちろんですが、すごく唐突のような気がしますし、もう少し段階を踏んで当然考えてらっしゃって、苦渋の決断だと思うんですけど、何でこう段階的にですね、物価上昇率だって 2%ですし、東電だって 10%も上げてないわけだからそういう意味では段階的にとか、もう少し計画性を持ってっていうのはなかったのかなあという気がします。その点どうでしょうか。

(当局)

はい。水道料金につきましては、原則 4 年ごとに更新するというように考えております。4 年間で次の 4 年間にどれぐらい費用がかかるのか、投資額がどれぐらい必要なのかというのを試算して毎回毎回審議するんですが、過去、平成 27 年と令和元年度は、本来でしたら審議会を開いて、当局の考えで値上げしなくてもいいかなということを審議させていただくのが本当は筋だったと思います。それはすいません、反省しているところなんですけど、そういうことを踏まえてやっていたら段階的に協議して、いやそうは言っても、将来的に上がる可能性あるから、ゼロでいけるかもしれないが、2、3%上げた方がいいかなとかそういう意見もあったかもしれない。結果として審議会の方に向けなくてこの 2 回を見送ってしまいましたので、その辺は大変申し訳ないと考えております。水道の審議会設置とか、もしくはこの行財審の中で水道状況をお示しして、また協議していただければと存じます。以上です。

(会長)

その辺り段階的なことはなくてずっと見送りを受けてきました。その辺でのアップ率の高さのことで皆さん疑問があることはもちろん当然じゃないかなと思います。この辺を含めて、さらにこの資料をもう少しお読みになって、次回でもまた言っていただけるとありがたいなと思います。究極の問題になりますけど。では、ほかの方で何かご質問等ございますか。

(委員)

確認ですけども、4 年ごとに料金を見直すというのは水道法で決まっていることなんですけども、そこら辺は対議会ですとか、審議会は別にしても、熱海市さんの場合は、他の事業体と違って事業所用水が多いと思うんですけど、そういった利用者に対して定期的な説明というのはこれまでどのくらいしてきたのでしょうか。今回についても、仮にこの審議会の答申で決まって、最

後に給水条例で、議会で議決してそのあとしてことになると思うんですけども、その対利用者に対して、過去、前回の見送りから今までに対してコロナの関係もあるとは思いますが、定期的に例えば行政モニター的なところの人を介してでもいいと思うんですけども、経営状況に関して、何か利用者に対して説明をしてきたのかなっていうところはどうか。

(当局)

住民への広報であったり周知ですが、基本的なホームページとかでは経営戦略を含め、経営状況っていうのはオープンにしているのですが、やはり熱海の土地柄高齢者が多いものですから、一番伝わるのは広報あたりが一番市民に伝わるものと考えておまして、広報あたりでは水道に関しまして、経営状況であったりこういうことを年に1回ないし2回程度で申し訳ないんですけど、お知らせはしております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。その辺どこの事業体もやっていると思うんですけども、なかなかその一方通行で見てください、通知を出しました、これは今後の課題なのかなと思うんですけども、その辺のお互いのコミュニケーションをとりながら経営状況等をわかっていただくってことも大事だと思いますので、今後取り組んでいただければありがたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

(会長)

はい。確かなことだと思います。またその辺を何かの策で考えていただきたいと思います。他にご質問ございますか。それぞれ難しい問題は控えておりますが、この次の会議で、その辺を皆さんよく熟読願って、さっきの懸案事項もありました。それ辺についてもご意見を言っていただけるとありがたいなと思います。事務局それでよろしいですか。

(事務局)

はい。結構です。

## 7. 次回開催予定

(会長)

それでは今回につきましては暫定的ですが、出尽くしたような感を持っております。具体的な審議は次回にまわしまして、本日の会議を終了いたします。次回以降の審議会の開催について事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回第4回の審議会の日程でございますが、6月16日金曜日、午前10時から、場所は今回と違いまして、第3庁舎の会議室で開催いたします。その次の第5回の審議会についてですが、6月30日の金曜日、午前10時から、場所は第3庁舎の会議室で開催をいたします。7月の開催予定につきましては、調整が済み次第、開催通知をお送りさせていただきます。次回以降の審議会につきまして、ご都合により欠席となる場合には事務局まで電話等でご連絡いただければと思います。また、次回以降、本日お配りしました資料をご持参いただきますようあわせてお願いいたします。

それでは本日はこれにて閉会いたします。お疲れ様でございました。

#### 8. 閉会